（日本円金利指標に関する検討委員会）

円 LIBOR の恒久的な公表停止に備えた本邦での移行計画

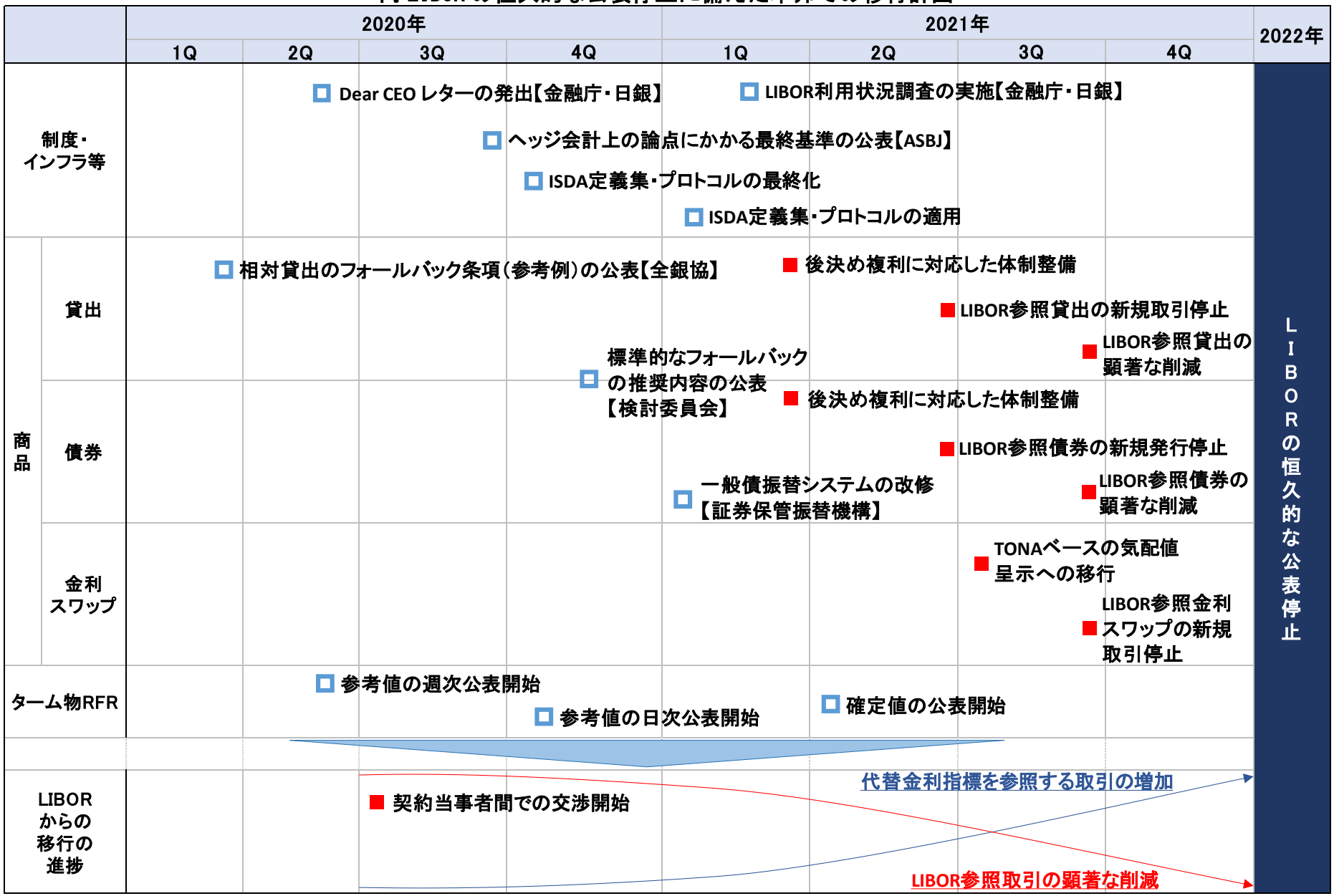

（注１）■で記載された内容は個社の対応事項を指す。

（注２）本移行計画における「LIBOR」は、現行のパネル行が呈示するレートを一定の算出方法に基づき算出する LIBOR を指す。

（注３）「LIBOR 参照金利スワップの新規取引停止」について、LIBOR を参照する既存ポジションのリスク管理目的等でのデリバティブ取引は除く。また、顧客のために執行した取引が、結果として LIBOR リスクの積み増しとなることを妨げるものではなく、取引の勧誘・交渉・執行前後に、顧客の取引目的の確認までを求めるものではない。（第 21 回会合資料「ターム物金利構築に関するサブグループからの報告内容」参照）